

温暖化対策推進法・省エネ法・府条例による計画書・報告書制度の比較

	地球温暖化の推進に関する法律（温対法）	エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）	大阪府温暖化の防止等に関する条例
対象	<p>【特定事業所排出者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○エネルギー起源CO2 ・全ての事業所のエネルギー使用量合計が1,500kL/年以上となる事業者 ○CO2以外の温室効果ガス ・次の①および②の要件をみたす事業者 <ul style="list-style-type: none"> ①温室効果ガスの種類ごとに全ての事業所の排出量合計がCO2換算で3,000t以上 ②事業者全体で常時使用する従業員の数が21人以上 <p>【特定輸送排出者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ法の特定貨物輸送事業者 ・省エネ法の特定旅客輸送事業者 ・省エネ法の特定航空輸送事業者 ・省エネ法の特定荷主 ・省エネ法の認定管理統括荷主又は管理関係荷主であって、貨物輸送事業者に輸送させる貨物輸送量が3,000万トンキロ/年以上の荷主 ・省エネ法の認定管理統括貨客輸送事業者又は管理関係貨客輸送事業者であって、輸送能力の合計が300両以上の貨客輸送事業者 	<p>【特定事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者全体のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して1,500kL/年度以上となる事業者 <p>【エネルギー管理指定工場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第一種エネルギー管理指定工場 ・3,000kL/年度以上 ○第二種エネルギー管理指定工場 ・1,500kL/年度以上3,000kL/年度未満 <p>【特定輸送事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸送区分ごとに保有する輸送能力が、一定基準以上となる事業者 鉄道：300両 トラック：200台 バス：200台 タクシー：350台 船舶：2万総トン（総船腹量） 航空：9,000トン（総最大離陸重量） <p>【特定荷主】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度間の自らの貨物の輸送量（トンキロ）の合計が、3,000万トンキロ以上 	<p>【特定事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府内に設置している事業所における燃料並びに熱及び電気を合算したエネルギー使用量の合計量が、原油換算燃料等使用量で1,500kL/年以上となる特定事業者 ・連鎖化事業者のうち、当該連鎖化事業者が府内に設置している事業所及び当該加盟者が府内に設置している当該連鎖化事業に係る事業所における燃料並びに熱及び電気を合算したエネルギー使用量の合計量が、原油換算燃料等使用量で1,500kL/年以上の特定事業者 ・府内に使用の本拠の位置を有する自動車（軽自動車、特殊自動車及び二輪自動車を除く。）を100台以上使用する特定事業者（一般事業者（製造業、卸売・小売業など）トラック事業者・バス事業者は100台以上、タクシー事業者は250台以上）
対象者数	<p>特定事業者：12,341事業者 特定事業所：15,194事業所 （2017年度）</p>	<p>特定事業者等：12,113事業者 エネルギー管理指定工場：14,562事業所 （2020年9月時点）</p>	<p>事業者：836事業者 （2018年度）</p>
計画期間	<p>前年度分の報告のみ（計画については、省エネ法の対象となる事業者がほとんどであり、同法に規定あり。）</p>	<p>3～5年間（毎年度、中長期（3～5年間）的な計画を作成） ⇒固定した期間ではない （実績については毎年度の定期報告書をもとに把握）</p>	<p>3年間（実績報告書をもとに3年間の取組みによる達成状況を把握） ⇒期間を固定</p>

	地球温暖化の推進に関する法律（温対法）	エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）	大阪府温暖化の防止等に関する条例
削減目安	省エネ法の対象となる事業者がほとんどであり、同法に規定あり。	中長期的(5年間)にみて年平均1%以上エネルギー消費原単位の削減 又は ベンチマーク指標の達成（当該業種等に属する事業者が、中長期的に達成すべき省エネ基準）	最終年度において基準年度から3%以上
事業者を求める対策等	省エネ法の対象となる事業者がほとんどであり、同法に規定あり。	・事業者が遵守すべき判断基準ほか エネルギー消費設備ごとや省エネルギー分野ごとに、運転管理や計測・記録、保守・点検、新設に当たっての措置のうち、該当するものについて管理標準を定め、これに基づきエネルギーの使用の合理化に努めなければならない。	・41の重点項目を以下4つの観点から規定 温室効果ガスの排出抑制対策 人工排熱の抑制対策 電気の需要の平準化対策 その他の対策
評価・顕彰制度	省エネ法の対象となる事業者がほとんどであり、同法に規定あり。	あり ・事業者をS（優良事業者）、A（一般事業者）、B（停滞事業者）へクラス分け。 ・Sクラスの事業者は、優良事業者として経済産業省のホームページで公表 ・優良事業者は中長期計画の提出頻度を軽減	あり ・対策計画書および計画期間最終年度の実績報告書の評価結果は特定事業者に通知するとともに、優良な特定事業者については、氏名と評価結果を公表。 ・計画期間最終年度の実績報告書の評価結果が最良な特定事業者は、顕彰の対象とする。
行政指導・罰則等	・報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、20万円以下の過料の罰則	・報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、50万円以下の罰金	・勧告に従わないものに対して氏名又は名称、住所及び当該勧告の内容を公表
提出物	・報告書 （省エネ法の対象事業者は同法の定期報告書を使用して報告可能）	・中長期計画書 ・定期報告書	・対策計画書 ・実績報告書
提出時期	・毎年度7月末日	・中長期計画書：毎年度7月末日 ・定期報告書：毎年度7月末日	・対策計画書：毎年度9月末日 ・実績報告書：毎年度8月末日
提出方法	・電子報告 （省エネ法・温対法電子報告システム）	・電子報告 （省エネ法・温対法電子報告システム）	・電子申請 ・持参 ・郵送